

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 17
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 吉田 正之
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成17年9月1日
 【提出日】 平成17年10月31日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
 【提出形態】(5) 連名

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社日興コーディアルグループ
会社コード	8603
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋
本店所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	トラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー (Travelers Group International LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市、グリーンウィッチ・ストリート388 (388 Greenwich Street, New York, New York 10013, U.S.A.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1998年8月7日 (2000年6月5日付でlimited liability companyに組織変更)
代表者氏名	ステファン・ロング (Stephen Long)
代表者役職	プレジデント
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 吉田正之
電話番号	03 (3288) 7000

(2) 【保有目的】 (9)

投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	109,001,743		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 109,001,743	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 109,001,743		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】(7)(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	シティグループ・グローバル・マーケット・インク (Citigroup Global Markets Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市、グリーンウィッチ・ストリート388 (388 Greenwich Street, New York, New York 10013, U.S.A.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1977年2月23日
代表者氏名	スコット・L・フロッド (Scott L. Flood)
代表者役職	マネージング・ディレクター、アシスタント・ジェネラル・カウンセ ル
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 吉田正之
電話番号	03 (3288) 7000

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	53,000		
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			6,270
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 53,000	N	O 6,270
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 59,270		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月1日現在)	S 973,967,249
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

* 平成17年9月1日の売買は株式併合（併合比率 2：1）を反映している。

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年8月30日	普通株券 株券預託証券	50	取得	
平成17年9月1日	普通株券	106,000	取得	
平成17年9月1日	普通株券	53,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12) 該当なし

--

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	65,221
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	65,221

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

トラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー
(Travelers Group International LLC)

シティグループ・グローバル・マーケット・インク
(Citigroup Global Markets Inc.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	109,054,743		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			6,270
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 109,054,743	N	O 6,270
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 109,061,013		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月1日現在)	S 973,967,249
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.19

以上


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that TRAVELERS GROUP INTERNATIONAL LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of Delaware, having its principal office at 388 Greenwich Street, New York, New York, United States of America (the "Company"), does hereby constitute and appoint Mr. Masayuki Yoshida, Attorney-at-Law of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports") concerning the ownership of certain securities of Nikko Cordial Corporation and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by its president, Stephen Long, this 3 day of October 2005.

TRAVELERS GROUP INTERNATIONAL LLC

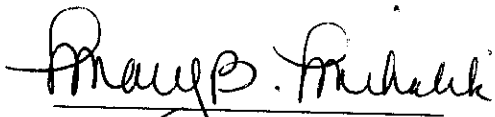
By:


Name: Stephen Long
Title: President

STATE OF NEW YORK)

COUNTY OF NEW YORK)

Sworn to before me this 3 day
of October 2005



Notary Public, State of New York
No. 01M-4652674
Qualified in New York County
Commission Expires June 30, 2007

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して組成され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合衆国アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市、グリーンウィッチ・ストリート388に有する有限会社であるトラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士吉田正之氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して株式会社日興コーディアルグループの株式等の保有に関する日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書（「報告書」）作成し又はその訂正を行い、報告書を日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は2005年10月3日、プレジデントであるステファン・ロングをして本委任状に適法に署名せしめた。

トラベラーズ グループ インターナショナル エルエルシー

[署 名]

ステファン・ロング
プレジデント

<公証人による認証>

上記は訳文である。
弁護士 吉田正之

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Citigroup Global Markets Inc., a corporation organized and existing under the laws of the State of New York, having its principal office at 388 Greenwich Street, New York, NY 10013, USA (the "Corporation"), does hereby constitute and appoint Mr. Masayuki Yoshida, Attorney-at-Law of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports") concerning the ownership of certain securities of Nikko Cordial Corporation and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Corporation has caused this power of attorney to be duly signed by Scott L. Flood, this 22nd day of September 2005.

CITIGROUP GLOBAL MARKETS INC.

By: _____

Name: Scott L. Flood

Title: Managing Director

[訳文]

委任状

アメリカ合衆国ニューヨーク州法に準拠して組成され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合衆国アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市、グリーンウィッチ・ストリート388に有する会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・インク（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士吉田正之氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して株式会社日興コーディアルグループの株式等の保有に関する日本国証券取引法第27条の23及び同法第27条の25に定める報告書（「報告書」）作成し又はその訂正を行い、報告書を日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は2005年9月22日、スコット・L・フロッドをして本委任状に適法に署名せしめた。

シティグループ・グローバル・マーケット・インク

[署名]

スコット・L・フロッド
マネージング・ディレクター

上記は訳文である。
弁護士 吉田正之